

【参考資料2】地域密着型サービス等の人員基準について

地域密着型サービス等の人員基準について、制度改正や運営指導での指摘事項等をふまえて改めて整理しました。

適正な事業所運営のために参考資料として活用してください。

用語について

(1)「常勤換算方法」(解釈通知 第2の2(1))

従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間)で割ることで、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数となるため、従業者が他の事業所の従業者を兼務している場合は、当該事業所の勤務時間のみを算入すること。

※雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置(以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。

(例) 常勤の従業者の週の勤務時間が40時間の場合

Aさん(常勤) 週40時間 ⇒ (実際の勤務時間に関わらず) 1人

Bさん(非常勤) 週20時間勤務 ⇒ $20 \text{ 時間} \div 40 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 人}$

Cさん(非常勤) 週10時間勤務 ⇒ $10 \text{ 時間} \div 40 \text{ 時間} = 0.2 \text{ 人}$

(小数点以下第2位切捨て)

Dさん(常勤・時短勤務中) 週32時間勤務

⇒ (実際の勤務時間に関わらず) 1人

Eさん(常勤・時短勤務中) 週20時間勤務

⇒ $20 \text{ 時間} \div 40 \text{ 時間} = 0.5 \text{ 人}$

(2)「勤務延時間数」(解釈通知 第2の2(2))

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数。

なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること

(3)「常勤」(解釈通知 第2の2(3))

当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいう。

※母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

※同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、一の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と指定居宅介護支援事業所が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と指定居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

※人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（産前産後休業）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第 2 条第 1 号に規定する育児休業、同条第 2 号に規定する介護休業、同法第 23 条第 2 項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定により同項第 2 号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（育児休業に準ずる休業）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。

※常勤の従業者の勤務時間を週 40 時間としている場合、非正規雇用であっても、週の勤務時間が 40 時間であれば「常勤」として取り扱う。

(4)「専ら従事する・専ら提供に当たる（専従）」(解釈通知 第2の2(4))

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。

この場合のサービス提供時間帯とは、当該従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

1. 地域密着型通所介護

(1) 管理者（基準 第21条）

●配置基準

- ・事業所ごとに常勤・専従の管理者を配置

※当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(2) 生活相談員（基準 第20条第1項第1号）

●配置基準

- ・サービス提供時間帯を通じて、1人以上
- ・生活相談員又は介護職員のうち常勤が、1人以上*

※サービス提供時間内に生活相談員として勤務する従業者の延べ勤務時間数を、サービス提供時間で割った数が1人以上となること。

●資格要件

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格
- ・介護支援専門員
- ・介護福祉士

(3) 看護職員（基準 第20条第1項第2号）

●配置基準

- ・単位ごとに、1人以上
- ・専従である。

※指定地域密着型通所介護事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能。

※看護職員としての業務に従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは差し支えない。

(4) 介護職員（基準 第20条第1項第3号）

●配置基準

- ・単位ごとに、サービス提供時間帯に介護職員として勤務している時間数の合計数をサービス提供時間で除して得た数が、利用者の数が15人までは1人以上、15人を超える場合にあつては、15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上。

$$\text{勤務延時間数} \geq \text{平均提供単位時間数} \times ((\text{利用者数} - 15) / 5 + 1)$$

- ・生活相談員又は介護職員のうち常勤が、1人以上*
- ・看護職員又は介護職員を、常時1人以上になるように配置。

(参考)

地域密着型通所介護の人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位ごと）

		平均提供時間数						
		3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
利用者	5人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	10人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	15人	3.0 時間	4.0 時間	5.0 時間	6.0 時間	7.0 時間	8.0 時間	9.0 時間
	16人	3.6 時間	4.8 時間	6.0 時間	7.2 時間	8.4 時間	9.6 時間	10.8 時間
	17人	4.2 時間	5.6 時間	7.0 時間	8.4 時間	9.8 時間	11.2 時間	12.6 時間
	18人	4.8 時間	6.4 時間	8.0 時間	9.6 時間	11.2 時間	12.8 時間	14.4 時間
	19人	5.4 時間	7.2 時間	9.0 時間	10.8 時間	12.6 時間	14.4 時間	16.2 時間
	20人	6.0 時間	8.0 時間	10.0 時間	12.0 時間	14.0 時間	16.0 時間	18.0 時間

（５）機能訓練指導員（基準 第20条第1項第4号）

●配置基準

1人以上

●資格要件

- ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護職員 ・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師又はきゅう師

※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）

（６）利用定員が10人以下である場合（基準 第20条第2項）

●配置基準

- ・看護職員及び介護職員の員数を、単位ごとに、サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が、1以上
- ・生活相談員、看護職員又は介護職員のうち常勤が、1人以上
- ・看護職員又は介護職員を、常時1人以上になるように配置

* 同一事業所で複数の単位を同時に行う場合であっても、常勤の従事者は事業所ごとに確保すれば足りる。（解釈通知 第3の二の二の1（1）⑧）

2. 認知症対応型通所介護

(1) 管理者（基準 第43条）

●配置基準

- ・事業所ごとに常勤・専従の管理者を配置

※当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

●資格要件

- ・適切な指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者
- ・認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者

(2) 生活相談員（基準 第42条第1項第1号）

●配置基準

- ・サービス提供時間帯を通じて、1人以上
- ・生活相談員又は介護職員のうち常勤が、1人以上

※サービス提供時間内に生活相談員として勤務する従業者の延べ勤務時間数を、サービス提供時間で割った数が1人以上となること。

●資格要件

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格
- ・介護支援専門員
- ・介護福祉士

(3) 看護職員又は介護職員（基準 第42条第1項第2号）

●配置基準

単位ごとに、2人以上（常時1人以上になるように配置）

※単位ごとに、専従で1人以上配置。

それに加えて、サービス提供時間帯に看護職員・介護職員として勤務している従業者の延勤務時間数をサービスの平均提供時間（利用者ごとの提供時間の合計を利用者数で割って得た数）で割った数が1人以上となること。

●資格要件

- ・看護職員は、看護師・准看護師
- ・介護職員は、なし

(4) 機能訓練指導員(基準 第42条第1項第3号)

●配置基準

1人以上

●資格要件

- ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護職員 ・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師又はきゅう師

※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)

3. 小規模多機能型居宅介護

(1) 管理者（基準 第64条）

●配置基準

- ・事業所ごとに常勤・専従の管理者を配置

※当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

※当該事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

●資格要件

- ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（法第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。）等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者
- ・認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者

(2) 介護従業者（基準 第63条第1項ほか）

●配置基準

- ・常勤の者が1人以上。
- ・看護師又は准看護師が1人以上。
- ・通いのサービスの提供にあたる従業者を、常勤換算法で通いサービスの利用者の数が3人又はその端数を増すごとに1人以上。
- ・訪問サービスの提供にあたる従業者を、常勤換算法で1人以上。

(例)

通いサービスの利用者の前年度の平均数が14人の場合

14人÷3=4.66人 ⇒ 5人（小数点以下切上げ）

訪問サービスに従事する従業者 ⇒ 1人以上

計 6人以上の配置が必要

(参考)

$$\text{常勤換算後の員数} = \frac{\text{従業者の4週の日中の総勤務時間数（時間）}}{\text{常勤職員の1週間の勤務時間（時間）} \times 4 \text{ 週間}}$$

(例)

通いサービスの利用者の前年度の平均数が14人の事業所で、常勤職員の1週間の勤務時間が40時間、従業者の4週の日中の総勤務時間数が987時間だった場合

$$\text{常勤換算後の員数} = 987 \text{ 時間} \div (40 \text{ 時間} \times 4 \text{ 週間}) = \underline{6.1 \text{ 人}}$$

（小数点以下第2位切捨て）

- ・夜間及び深夜の時間帯
夜勤に従事する従業者 1人以上
宿直業務を行う従業者 1人以上

※宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務並びに夜勤及び深夜の勤務を行う介護従業者を配置しないことができる。

(3) 介護支援専門員（基準 第63条第10項、第11項）

●配置基準

- ・1人以上
- ・専従である。

※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は当該事業所に併設される認知症対応型共同生活介護事業所等の職務に従事できる。

※利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものとする。

※非常勤でも差し支えない。

●資格要件

- ・介護支援専門員
- ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了

4. 認知症対応型共同生活介護

(1) 管理者（基準 第91条）

●配置基準

- ・ 事業所ごとに常勤・専従の管理者を配置

※当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

※事業所の管理上支障がない場合、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

●資格要件

- ・ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（法第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。）等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者
- ・ 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者

(2) 介護従業者（基準 第90条第1項ほか）

●配置基準

- ・ 常勤の者が1人以上。
- ・ 共同生活住居ごとに、常勤換算法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上。
- ・ 専従である。

※ただし、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合であって、員数を満たす従業者を配置又は併設事業所の人員基準を満たしている場合は、入居者の処遇に支障がない場合に限り、併設事業所の職務に従事することができる。

(例)

前年度の利用者の平均数が8.7人の場合

$8.7 \div 3 = 2.9 \text{ 人} \Rightarrow 3 \text{ 人}$ (小数点以下切上げ)

常勤換算法で3人以上の配置が必要

- ・ 夜間及び深夜の時間帯

共同生活住居ごとに、夜勤に従事する従業者 1人以上

※共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上とすることができる。

(3) 計画作成担当者(基準 第90条第5項ほか)

●配置基準

- ・事業所ごとに、1人以上
- ・介護支援専門員が、1人以上
- ・専従である。

※ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事できる。

また、併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携により、当該認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、介護支援専門員を置かないことができる。

●資格要件

- ・介護支援専門員
- ・認知症介護実践者研修又は痴呆介護実務者研修基礎課程を修了
- ・保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者である。

※介護支援専門員でない計画作成担当者がある場合は、介護支援専門員である計画作成担当者が業務を監督すること。

5. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型）

（１）管理者（基準 第146条）

●配置基準

- ・常勤・専従の管理者を配置

※当該事業所の管理上支障がない場合、他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる

※以下の場合であって、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

- ① 当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者としての職務に従事する場合
- ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定地域密着型介護老人福祉施設に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。）
- ③ 当該指定地域密着型介護老人福祉施設がサテライト型居住施設である場合であって、当該サテライト型居住施設の本体施設の管理者又は従業者としての職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事する場合

（２）医師（基準 第131条第1項第1号）

●配置基準

- ・入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うため必要な数

※ただし、サテライト型居住施設であって、本体施設の医師により、入所者の健康管理が適切に行われる場合は、医師を置かないことができる。この場合、本体施設の入所者とサテライト型居住施設の入所者の合計数を基礎として本体施設に置くべき医師の数を算出しなければならない。

（３）生活相談員（基準 第131条第1項第2号ほか）

●配置基準

- ・1人以上
- ・常勤である。

※ただし、サテライト型居住施設であって、本体施設の生活相談員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められる場合は、置かないことができる。

※生活相談員については、原則として常勤の者であること。

ただし、1人を超えて配置されている生活相談員が、時間帯を明確に区分したうえで当該指定地域密着型介護老人福祉施設を運営する法人内の他の職務に従事する場合にあっては、この限りでない。

●資格要件

- ・社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格
- ・介護支援専門員
- ・介護福祉士

(4) 介護職員又は看護職員（基準 第131条第1項第3号、第167条第2項ほか）

●配置基準

- ・常勤換算法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに、1以上
- ・看護職員は、1以上
- ・介護職員のうち、1人以上は常勤である。
- ・看護職員のうち、1人以上は常勤である。
- ・昼間については、ユニットごとに、常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- ・夜間及び深夜については、2ユニットごとに、1人以上の介護職員又は看護職員を配置
- ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置

※ただし、サテライト型居住施設の看護職員については、常勤換算法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えないものとする。

※ユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットケアリーダー研修を受講した従業者（以下「研修受講者」という。）を各施設（一部ユニット型の施設も含む。）に2名以上配置する（ただし、2ユニット以下の施設の場合には、1名でよいこととする。）ほか、研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ（研修受講者でなくても構わない。）従業者を決めてもらうことで足りるものとする。

※ユニットリーダーについて必要とされる研修受講者の数には、当面は、ユニットリーダー以外の研修受講者であって、研修を受講していないユニットリーダーに対して研修で得た知識等を伝達するとともに、ユニットケアに関して指導及び助言を行うことができる者を含めて差し支えない。

●資格要件

- ・看護職員は、看護師又は准看護師
- ・介護職員は、なし

(5) 栄養士又は管理栄養士（基準 第131条第1項第4号ほか）

●配置基準

- ・1人以上。

※ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

※「他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士又は管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法（平成14年法律第103号）第19条に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合であること。

※サテライト型居住施設で、本体施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院（病床数100床以上の病院に限る。）又は介護医療院）の栄養士又は管理栄養士により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

●資格要件

- ・栄養士又は管理栄養士

(6) 機能訓練指導員（基準 第131条第1項第5号ほか）

●配置基準

- ・1人以上

※当該施設における他の職務に従事することができる。

※サテライト型居住施設で、本体施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設に限る。）の機能訓練指導員又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービス提供が本体施設及び当該サテライト型居住施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

●資格要件

- ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護職員 ・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師又はきゅう師

※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）

(7) 介護支援専門員（基準 第131条第1項第6号ほか）

●配置基準

- ・ 1人以上
- ・ 常勤である。
- ・ 専従である。

※入所者の処遇に支障のない場合は、当該施設における他の職務に従事することができる。

この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。

※居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められない。

ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。

※サテライト型居住施設で、本体施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院に限る。）の介護支援専門員によるサービス提供が本体施設及び当該サテライト型居住施設の入居者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

この場合、本体施設の入所者とサテライト型居住施設の入所者の合計数を基礎として本体施設に置くべき介護支援専門員の人員を算出しなければならない。

6. 居宅介護支援

(1) 管理者（基準 第3条）

●配置基準

- ・ 事業所ごとに、1人
- ・ 常勤である。
- ・ 専従である。

※次に掲げる場合は必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくとも差し支えない。

- ・ 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- ・ 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

※介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められない。

●資格要件

- ・ 主任介護支援専門員

※令和3年4月1日以降、居宅介護支援事業所管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員であること。

※主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等、次のようなやむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）とする取扱いを可能とする。

- ・ 令和3年4月1日以降、本人の死亡、急な退職等の不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出た場合
- ・ 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

※令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

(2) 介護支援専門員（基準 第2条）

●配置基準

- ・ 事業所ごとに、1人以上
- ・ 常勤である。

※利用者の数（介護予防支援の利用者の場合は、その数に3分の1を乗じて得た数）が44人（ケアプランデータ連携システムを活用し事務職員を配置している場合は49人）又はその端数を増すごとに1人配置。

※上記増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではない。

※介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められない。

●資格要件

- ・ 介護支援専門員